

お知らせ

- 大島・子ども体験塾 参加者・リーダー募集
- ホタル観察会く市内でホタルを見ようく
- 稲作体験く苗取り・田植えく
- 平成22年度総合体育大会
- 後期高齢者医療保険料の改定
- 介護保険料特別徴収額の変更・特別徴収の開始
- 固定資産税の申告・減額措置など
- 市民パトロールセンターの開所
- 自然休暇村から

- ③ 教えて！消費生活センター
- ④ 雨の日の資源Aの出し方
- ⑤ リサちゃんといくるちゃんのこれもやってね！
- ⑥ 西多摩衛生組合 平成21年度ダイオキシン類測定結果
- ⑦ 平成21年度水道水質検査結果
- ⑧ 6月は浸水対策強化月間
- ⑨ 横田基地の演習
- ⑩ 適正管理化学物質の使用量等報告書の提出
- ⑪ 平成22年度市民税・都民税納税通知書の送付
- ⑫ 児童手当・子ども手当・児童育成手当の支給
- ⑬ 子ども手当・児童育成手当 現況届の提出
- ⑭ 母子自立支援員の生活相談開始

- ⑧ 6月のおしゃべり場
- ⑨ ほほえみ食事会
- ⑩ 平成23年度使用教科書の展示
- ⑪ 就学相談の利用を
- ⑫ 明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集
- ⑬ 市営住宅・都民住宅入居者募集
- ⑭ 脳の若返り講座 ファシリテーターの募集
- ⑮ 審議会等の傍聴
- ⑯ 公立福生病院から
- ⑰ シルバー人材センターから
- ⑱ 官公署等から
- ⑲ 施設から(図書館・ゆとろぎ・フレッシュランド西多摩・スイミングセンター・保健センター)
- ⑳ フレッシュランド西
- ㉑
- ㉒
- ㉓
- ㉔
- ㉕
- ㉖
- ㉗
- ㉘
- ㉙
- ㉚
- ㉛
- ㉜
- ㉝
- ㉞
- ㉟
- ㊱
- ㊲
- ㊳
- ㊴
- ㊵
- ㊶
- ㊷
- ㊸
- ㊹
- ㊺
- ㊻
- ㊼
- ㊽
- ㊾
- ㊿

大島・子ども体験塾

参加者・リーダー募集

「大島・子ども体験塾」をあきる野市と共同で行います。

都会の夜景を観ながら東京竹芝を出航し、翌朝には、船上で水平線から昇る日の出を観察します。伊豆大島では、三原山登山・海水浴・ふるさと体験などの自然体験や社会体験により、協力し合うことの大切さや喜びを楽しく学びます。ぜひ、参加してください。

実施日程(予定)

- 保護者説明会…7月12日(月)
- 開校式・仲間づくり…7月30日(金)
- 現地体験(伊豆大島)…8月6日(金)～10日(火)
- (4泊5日、船中1泊含む)
- 報告会…8月20日(金)

参加者応募方法など

対象 市内在住の小学校5・6年生および中学生で、全日程に参加でき、将来地域活動のリーダーとして活動できる方

定員 羽村市・あきる野市合わせて70人(おおむね男女各35人)

※定員を超えた場合は、提出書類をもとに面接(6月30日(木)、7月1日(木)を予定)を行い、選考します。

参加費 1万円(天候不良などにより現地での宿泊が増える場合には、実費負担あり)

※保護者説明会時に持参してください。

リーダー応募方法など

参加する子どもたちのお兄さん・お姉さんの存在として、一緒に活動に参加してくれるボランティア

を同時に募集します。

班のリーダーとして、子どもたちの生活指導や健康管理をしていただきます。経験は問いません。興味のある方は、ぜひ応募してください。

対象 市内在住の高校生および大学生で、全日程に参加できる方

定員 羽村市・あきる野市合わせて10人

※定員を超えた場合は面接を行い、選考します。

◆申込み◆ いずれも6月21日(月)までに、所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接市役所2階児童青少年課へ

※申込用紙は、市内の小・中学校および市役所2階児童青少年課で配付するほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ 児童青少年課青少年係

ホタル観覧会 ～市内でホタルを見よう～

市では、阿蘇神社下流のホタル養殖地で、羽村蛍研究会にホタルの飼育をお願いしています。毎年6月下旬には、ホタルの飛翔が観察できます。

水辺を飛び交うホタルの幻想的な光を楽しんでください。

日時 6月19日(土)午後7時30分～

集合 いこいの里玄関前

解説 羽村蛍研究会会員

※駐車場はありません。徒歩または自転車でお越しください。

※ホタルの採取はできません。

問合せ 環境保全課環境保全係

稲作体験 ～苗取り・田植え～

いつも食べている「お米」がどのようにできるのかを知っていますか。

お米作りを体験することは、食べることへの感謝の気持ちや食糧について考える貴重な体験となります。ぜひ、参加してください。

※10月には「稲刈り・脱穀」を予定しています。

参加費 無料

※直接会場へお越しください。

※駐車場に限りがあります。徒歩または自転車でお越しください。

※汚れてもよい服装で参加してください。

主催 青少年対策地区委員会連絡協議会

問合せ 児童青少年課青少年係

日時

苗取り 6月5日(土)午前8時30分～

田植え

6月6日(日)午前8時30分～

※雨天決行。

会場 根がらみ前水田

対象 小・中学生



平成22年度総合体育大会

種 目	期 日・期 間	会 場
軟式野球	11月7日(日)まで	武蔵野公園
陸上（陸上競技）	9月18日(土)	富士見公園
陸上（駅伝大会）	10月23日(土)	宮の下運動公園～桜づつみ水門
剣道	9月12日(日)	スポーツセンター
柔道	9月19日(日)	スポーツセンター
卓球	11月7日(日)	スポーツセンター
スキー	23年1月16日(日)	菅平高原スキー場 かもしかゲレンデ
ソフトテニス	10月17日(日)	富士見公園
バレーボール	9月5日(日)・12日(日)	スポーツセンター、 各小・中学校
ソフトボール	8月29日(日)～ 9月26日(日)	富士見公園・ あさひ公園
テニス	10月24日(日)	富士見公園・ 羽村高校
ラジオ体操	8月15日(日)～ 21日(土)	富士見公園
バドミントン	10月17日(日)	スポーツセンター
カヌー	9月12日(日)	水上公園プール

種 目	期 日・期 間	会 場
水泳	8月8日(日)	スイミングセンター
弓道	9月19日(日)	弓道場
ゲートボール	10月7日(木)	富士見公園
サッカー（少年の部）	9月～23年1月	各小学校
サッカー（中学生の部）		各中学校
サッカー（一般・ 壮年・女子の部）		宮の下運動公園
バスケットボール	7月25日(日)～ 10月3日(日)	スポーツセンター
ダンススポーツ	5月2日(日)	スポーツセンター
ゴルフ	8月25日(木)	青梅ゴルフ倶楽部
なぎなた	10月31日(日)	スポーツセンター
インディアカ	12月19日(日)	スポーツセンター
居合道	10月31日(日)	フレッシュランド 西多摩
少年軟式野球	9月11日(土)～ 10月10日(日)	宮の下運動公園・ 子ども広場・武蔵野 公園・あさひ公園・ 各小学校
中学軟式野球	8月～ 平成23年3月	各中学校

※詳しくは、NP0 法人羽村市体育協会ホームページをご覧ください。問い合わせしてください。

申込み・問合せ NP0 法人羽村市体育協会事務局

☎ 555-1698 FAX 555-1699 ✉ hamura-taikyo@npo-jp.net

後期高齢者医療保険料の改定

平成22年度は後期高齢者医療保険料率の改定の年です。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直しを行うこととなっていることから、今後2年間（平成22・23年度）に必要な経費を算定し、保険料を決定しています。

東京都の75歳以上一人当たりの医療費（年間平均）は、平成20・21年度は85万3000円でしたが、平成22・23年度では90万9000円を見込んでいます。

この増加する医療費に対応するため、東京都後期高齢者医療広域連合では、保険料率を改定しました。均等割額は変更ありませんが、所得割額は下表のように増額となります。

22・23年度
変更なし
7.18%

平成22年度の保険料額の決定通知および納付書を7月中旬に送付します。

年間の収入（公的年金収入のみ）が153万円以下の方は軽減対象となるため保険料に変更はありませんが、これ以上の方は増額となります。

■ 保険料率の改定内訳

	平成 20・21 年度	平成 22・23 年度
均等割額	37,800 円	変更なし
所得割額	6.56%	7.18%

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、加入者一人ひとりに対し、前年の所得をもとに計算することとなっています。

■ 保険料の計算方法

被保険者 1 人当たり 37,800 円

$$+$$

＜所得割額＞
賦課のもととなる所得金額 × 7.18%

11

平成 22 年度の保険料額
(上限額 50 万円)

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は、
公的年金から引き落とされる「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。

「特別徴収」の方でも口座振替を選択することが出来ます。希望する方は、問い合わせてください。

問合せ 保険年金課高齡医療・年金係

介護保険料特別徴収額の変更・特別徴収の開始

6・8月分の特別徴収額の変更

平成21年度から継続して介護保険料（「保険料」）を年金からの引落しで納付している方のうち、6・8月分の保険料額が変更となる方へ、6月上旬に平成22年度介護保険料特別徴収額のお知らせを送付します。

変更の対象となる方

2月分(平成21年度)の保険料額の
まま引き落とす4・6・8月分(平成
22年度)の合計と、10・12月、翌年2
月分の合計納付額の差が大きくなる方

变更理由

納付額の差を抑えるために、平成22年度の保険料を平成21年度の保険料の所得段階をもとに仮算出し、4・6・8月分の保険料額の合計と10・12月、翌年2月分の保険料額の合計がおおむね同じ額となるように6・8月分の保険料額を変更して調整します。

年金から引き落とす保険料額は……

介護保険法の規定により「4・6・8月分の保険料額は同年2月分（前年度分）と同額とする。ただし、2月分と同額にすることが適当でない場合には6・8月分の保険料額を変更できる。」

6月からの特別徴収の開始

「10・12・翌年2月分の保険料額は、賦課決定した当該年度の保険料から4・6・8月分の保険料額を差し引いて3回に分けた額とする。」とされています。

平成21年度の保険料を納付書や口座振替で納付していた方のうち、平成22年度の保険料を6月の年金から引き落とす方法で納付する方に、6月上旬に平成22年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

6・8月の保険料額は、平成21年度の保険料をもとに、6月から翌年2月の支給年金月数の5回で割った額とします。

※10月分以降の保険料額は、7月に送付する平成22年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係